

江戸川区角野栄子児童文学館条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、江戸川区角野栄子児童文学館条例（令和四年三月江戸川区条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開館時間)

**第三条** 児童文学館の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までの範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

**第四条** 児童文学館の休館日は、次に掲げる休館日の基準に基づき、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

(利用申請)

**第五条** 児童文学館に入館をしようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。

2 施設の貸切利用をしようとする者は、指定管理者に当該利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

3 前項の利用の申請の受付時期は、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、江戸川区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めるときは、受付時期前に受け付けることができる。

(利用承認)

**第六条** 前条第一項の観覧券の交付は、児童文学館への入館に係る承認とみなす。

2 指定管理者は、前条第二項の規定による申請に対し承認をしたときは、承認書を交付する。

3 前項の利用の承認は、申請の順序により行う。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

(承認の変更等)

**第七条** 利用者が、貸切利用の条件の変更をし、又は貸切利用の取消しをしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

(利用制限の通知)

**第八条** 指定管理者は、条例第八条の規定により利用等の承認を取り消し、又は利用等を制限し、若しくは停止したときは、入館者等に対してその旨通知する。

(遵守事項)

**第九条** 指定管理者は、入館者等の遵守事項を定め、又は管理上必要があると認めるときは、入館者等にその都度指示をすることができる。

(損害賠償の手続)

**第十条** 入館者等は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 入館者等は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

(係員の指示)

**第十一条** 入館者等又は入場者は、その利用等又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

(指定申請書の提出等)

**第十二条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十五条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 児童文学館の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(様式)

**第十三条** この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

**第十四条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

#### 付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。